



県 章

滋賀県公報

平成 25 年 (2013 年)
1 1 月 2 5 日
号 外 (1)
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	6

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき執行した平成24年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年11月25日

滋賀県監査委員	野 田 藤 雄
"	平 居 新 司 郎
"	山 田 実 実
"	谷 口 日 出 夫

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
知事直轄組織	
秘書課	平成25年7月11日
広報課	平成25年7月16日
防災危機管理局	平成25年7月30日
総合政策部	
企画調整課	平成25年7月16日
県民活動生活課	平成25年7月16日
文化振興課	平成25年7月19日
男女共同参画課	平成25年7月19日
人権施策推進課	平成25年7月11日
情報政策課	平成25年7月16日
統計課	平成25年7月12日
総務部	
総務課	平成25年7月25日
人事課	平成25年7月18日
財政課	平成25年7月18日
税政課	平成25年7月22日
市町振興課	平成25年7月18日
検査課	平成25年7月18日
事業課	平成25年7月22日
琵琶湖環境部	

環境政策課	平成25年 7 月23日
琵琶湖政策課	平成25年 7 月19日
温暖化対策課	平成25年 7 月23日
循環社会推進課	平成25年 7 月23日
下水道課	平成25年 7 月23日
森林政策課	平成25年 7 月23日
森林保全課	平成25年 7 月23日
自然環境保全課	平成25年 7 月19日
健康福祉部	
健康福祉政策課	平成25年 8 月 5 日
健康長寿課	平成25年 8 月 9 日
医療福祉推進課	平成25年 8 月 6 日
障害福祉課	平成25年 8 月 5 日
医務業務課	平成25年 8 月 6 日
生活衛生課	平成25年 8 月 9 日
医療保険課	平成25年 8 月 5 日
子ども・青少年局	平成25年 8 月 5 日
商工観光労働部	
商工政策課	平成25年 7 月29日
中小企業支援課	平成25年 8 月 1 日
モノづくり振興課	平成25年 8 月 1 日
労働雇用政策課	平成25年 7 月29日
観光交流局	平成25年 7 月22日
農政水産部	
農政課	平成25年 8 月 6 日
食のブランド推進課	平成25年 8 月 6 日
農業経営課	平成25年 8 月 6 日
畜産課	平成25年 8 月 7 日
水産課	平成25年 8 月 7 日
耕地課	平成25年 8 月 7 日
農村振興課	平成25年 8 月 7 日
土木交通部	
監理課	平成25年 7 月30日
交通政策課	平成25年 7 月30日
交通事故相談所	平成25年 7 月30日
道路課	平成25年 8 月 1 日
砂防課	平成25年 8 月 2 日
都市計画課	平成25年 7 月30日
住宅課	平成25年 8 月 1 日
建築課	平成25年 8 月 1 日
流域政策局	平成25年 8 月 2 日
会計管理局	平成25年 7 月22日
企業庁	平成25年 7 月 9 日
病院事業庁	

経営管理課	平成25年 7 月12日
成人病センター	平成25年 7 月 9 日
小児保健医療センター	平成25年 7 月12日
精神医療センター	平成25年 7 月11日
議会事務局	平成25年 8 月 7 日
教育委員会事務局	
教育総務課	平成25年 7 月26日
学校支援課	平成25年 7 月29日
教職員課	平成25年 7 月25日
学校教育課	平成25年 7 月29日
人権教育課	平成25年 7 月26日
生涯学習課	平成25年 7 月26日
スポーツ健康課	平成25年 7 月25日
文化財保護課	平成25年 7 月26日
埋蔵文化財センター	平成25年 7 月26日
琵琶湖文化館	平成25年 7 月26日
人事委員会事務局	平成25年 7 月25日
監査委員事務局	平成25年 7 月18日
労働委員会事務局	平成25年 7 月11日
警察本部	平成25年 8 月 9 日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

総務部総務課

専修学校等修学奨励資金貸付金について、平成25年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ520,553円増加し、6,379,435円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

土木交通部監理課

通勤手当の支給において、認定誤りにより平成19年 4 月から正当支給額を上回って支給され、234,850円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

土木交通部流域政策局

職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、保険を含めて831,845円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

教育委員会事務局学校教育課

高等学校奨学資金貸付金の返還金について、平成25年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ37,239,448円増加し、160,976,896円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

教育委員会事務局人権教育課

地域改善対策修学奨励資金貸付金の返還金等について、平成25年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ12,048,582円増加し、99,452,003円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

警察本部

- (7) 職員の不注意による公用車の事故（県過失割合100%）が発生し、1,103,428円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。（捜査第二課）
- (イ) 職員の不注意による公用車の事故が2件（県過失割合100%）発生し、保険を含めて1,144,418円が支払われているほか、公用車に損害が発生している。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。（機動捜査隊）
- (ウ) 職員の不注意による公用車の事故（県過失割合100%）が発生し、保険を含めて1,117,134円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。（交通機動隊）

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

(7) 収入関係（15件）

- ・ 調定誤りがあるもの（県民活動生活課、森林政策課、障害福祉課）
- ・ 調定・収入時期が遅延しているもの（下水道課、健康長寿課、スポーツ健康課）
- ・ 納入通知等の事務が適正に処理されていないもの（健康長寿課）
- ・ 諸帳簿の整備が適当でないもの（会計管理局）
- ・ 貸付金の償還金、使用料等について、収入未済の解消を求めるもの（障害福祉課、医務薬務課、水産課、流域政策局）
- ・ 現金の収納・保管方法等に適切を欠くもの（健康長寿課、商工政策課）
- ・ その他収入に係る事務が適当でないもの（子ども・青少年局）

(イ) 支出関係（4件）

- ・ 支払の時期が遅延しているもの（健康長寿課）
- ・ 諸手当の支給を誤っているもの（健康長寿課、耕地課、議会事務局）

(ウ) 契約関係（10件）

- ・ 分割発注等発注方法が適当でないもの（自然環境保全課）
- ・ 仕様書の積算誤りがあるもの（県民活動生活課、文化振興課、モノづくり振興課）
- ・ 予定価格が適正に作成されていないもの（森林政策課、小児保健医療センター）
- ・ 見積書が適正に徴取されていないもの（小児保健医療センター）
- ・ 検査・検収が適正になされていないもの（健康長寿課、教職員課）
- ・ その他契約に係る事務処理が適当でないもの（企業庁）

(イ) 財産関係（11件）

- ・ 公用車の事故の防止を求めたもの（防災危機管理局、環境政策課、琵琶湖政策課、生活衛生課、医療保険課、水産課、住宅課、企業庁、学校教育課、警察本部）
- ・ その他物品の保管事務等に適正を欠くもの（健康長寿課）

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

(7) 収入関係（23件）

- ・ 調定もれまたは調定誤りがあるもの（総務課、子ども・青少年局、監理課、生涯学習課）
- ・ 調定時期が遅延しているもの（森林政策課）
- ・ 県税、貸付金の償還金、使用料等について、収入未済額は前年同期に比べ減少しているものの、引き続きその解消を求めるものなど（文化振興課、財政課、税政課、循環社会推進課、森林政策課、健康福祉政策課、健康長寿課、医療福祉推進課、子ども・青少年局、中小企業支援課、農政課、食のブランド推進課、住宅課、成人病センター、

小児保健医療センター、精神医療センター、教職員課、警察本部)

(イ) 支出関係 (12 件)

- ・ 諸手当の支給を誤っているもの
(男女共同参画課、循環社会推進課、医療福祉推進課、中小企業支援課、労働雇用政策課、観光交流局、流域政策局、小児保健医療センター)
- ・ 旅費の支給を誤っているもの (下水道課、自然環境保全課、成人病センター、議会事務局)

(ロ) 契約関係 (1 件)

- ・ 随契理由およびその事務処理が適正でないもの (成人病センター)

(ハ) 財産関係 (1 件)

- ・ 財産の適正な管理を求めたもの (事業課)

(4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成25年7月9日から平成25年8月9日までの間に実施した75機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 滋賀の魅力発信について (知事直轄組織広報課、総合政策部企画調整課)

本県は、琵琶湖をはじめとする豊かな自然や文化・歴史資源に恵まれ、また、優れた産物などが豊富であるにもかかわらず、単体での発信力が弱く全国の認知度は低い状況にある。

県では地域のイメージアップや個別の商品・サービスの向上、さらには県内外への効果的な発信を進めるため、平成22年度に「滋賀・びわ湖ブランド戦略」を策定し、産学官連携によるブランド発信への支援や庁内横つなぎによる地域ブランドの推進に取り組んでいる。

本県魅力を発信するためには、産学官や県民など様々な関係者が連携し、目に見える形で成果を残していくことが重要であることから、産学官等の幅広い関係者で平成23年に設立された「滋賀・びわ湖ブランドネットワーク」の活動が早期に軌道に乗るよう、必要な支援に努められたい。

また、広報所管課においては、本県の認知度向上のためこれまで蓄積した情報発信に関するノウハウを活かし、パブリシティの一層効果的な活用など、本県の県外広報戦略について引き続き検討されたい。

(2) 有害鳥獣捕獲の担い手の育成・確保と新たな捕獲体制・技術の研究について (琵琶湖環境部森林政策課、自然環境保全課)

本県の子な野生獣による農作物被害額は、平成24年度で約3億47百万円におよんでいることから、平成24年度には鳥獣被害対策本部を設置するなど庁内一丸となって対策を進めているところである。

しかし、対策の一つである捕獲による個体数管理については、捕獲の担い手となる狩猟免許所持件数が約2,000件前後で推移し、昭和50年当時の3分の1に減少している。また、60歳以上の高齢者の割合が年々増加し、過半数を占める状況となっており、今後、担い手がさらに減少することが見込まれることから、その確保が大きな課題となっている。

このため、県では、担い手確保のための取組を始めているところであるが、中長期的な視点にたち、鳥獣保護管理のスペシャリストの養成など国・広域連合・市町と連携して戦略的かつ効果的な取組を進められたい。併せて、効率のかつ安全な捕獲が可能となるよう、新たな捕獲手法についても研究を進められたい。

(3) 申請事務の処理について (土木交通部住宅課)

高齢者の居住の安定確保に関する法律に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請にかかる事務処理が、1年以上におよんでいる事案が複数見受けられた。

いずれも申請書類等の不備から申請者に対する確認等に時間を要しているものであるが、あまりにも長期にわたる事務処理は好ましいものとはいえない。

については、当該申請事務にかかる標準処理期間の設定など適切な事務処理が行われるよう改善を図られたい。

(4) 中・高一貫教育について (教育委員会事務局学校支援課、学校教育課)

本県では、平成15年度から高等学校との併設型中学3校 (河瀬、守山、水口東) を設置して、中高一貫教育に取り組み、今年で11年目を迎えた。この間、確かな学力や生きる力、個性や創造性を伸ばし、豊かな人間性や社会性を育むことを目指して各校で特色ある教育活動に取り組み、一定の成果を挙げているところである。

中高一貫教育の方向性として、他都道府県では例えば大学進学に特化し学力の伸長に大きな成果を挙げているところもあるが、本県では高校進学時における他校受験が見受けられるなど課題も明らかになりつつある。

そこで、これまでの本県における中高一貫教育の取組実績やその成果について、保護者や地域での評価等を踏まえつつ検証を行うとともに、本県の目指す中高一貫教育の今後のビジョンを明確にされたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年11月25日

滋賀県監査委員	野	田	藤	雄
"	平	居	新	司 郎
"	山	田		実
"	谷	口	日	出 夫

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	森林センター
監査執行年月日	平成25年3月4日
監査結果報告年月日	平成25年3月18日
監査の結果	職員の不注意による公用車の事故 (県過失割合100%) が発生し、908,513円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>職員の交通安全・事故防止については、毎月開催している職員常会において注意を喚起し、周知徹底を図っており、本件発生後も速やかに職員全員を対象とした研修を実施し、再発防止策について話し合った。</p> <p>特に、本件は作業用トラックの操作における安全手順が習慣化されていなかったことによる過失であることから、車止め積載確認等の始業点検や声出し、作業手順の複数人確認等、事故防止対策の重要性について再確認を行った。</p> <p>今後も交通事故防止講習会への参加や、作業用車両の講習受講など、道路交通法のみならず労働安全衛生法の遵守についても継続的に研修の機会を設け、職員の安全意識向上に努めるとともに、車両を適切に管理していく。</p>

監査執行対象機関名	中央子ども家庭相談センター
監査執行年月日	平成25年1月18日
監査結果報告年月日	平成25年3月18日
監査の結果	職員の主たる不注意による公用車の事故 (県過失割合90%) が発生し、保険を含めて577,218円が支払われているほか、相手側運転者に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>交通事故防止については、所属職員を対象とした職場研修を開催するなど、日頃から注意を喚起し、その周知徹底を図ってきた。事故発生後においても、速やかに研修を開催し、職員によるヒヤリ・ハット事例や再発防止策の話し合いを実施するなど、安全運転のさらなる徹底を図った。</p> <p>今後とも、交通事故防止の注意喚起と周知徹底を図るため、所属職員に対し定期的に職場研修を実施するとともに、常に交通法規の遵守、安全確認、安全運転を呼びかけ、交通事故防止と車両の適切な管理に努めていく。</p>

監査執行対象機関名	近江学園
監査執行年月日	平成25年3月4日
監査結果報告年月日	平成25年3月18日
監査の結果	近江学園使用料について、平成24年11月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ944,821円増加し、7,344,551円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	平成24年11月末日現在の収入未済額7,344,551円については、平成25年9月末日現在の収入未済額（繰越分）は8,366,658円となっています。 これまでの取組として、未納者への督促状の送付や電話、面談による納付促進、さらには高額滞納者に対する後見制度の活用による新たな収入未済の発生防止に努めてきましたが、未済額の縮減に至っていない状況にあります。 今後、引き続き未納者に対して督促状の送付、戸別訪問等による納付促進に努めるとともに、関係機関と協議し、税外未収金対策による公金の債権回収業務の手続きを進めていきます。

監査執行対象機関名	家畜保健衛生所
監査執行年月日	平成25年3月4日
監査結果報告年月日	平成25年3月18日
監査の結果	職員の不注意による公用車の事故が4件（県過失割合100%）発生し、473,790円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	公用車による交通事故防止については、事故発生後直ちに、駐車場出入口等へのカーブミラー設置、駐車スペースの区分などの措置を講じるとともに、所属職員を対象とした研修を実施し、ヒヤリ・ハット事例の確認や再発防止策等の話し合いを行い安全運転の徹底を図った。また、安全運転のための注意事項を公用車のダッシュボードおよびハンドルに貼り付け、運転前は必ず確認するよう周知徹底を図った。 今後とも、交通法規の遵守や安全確認など日常の注意喚起を行い、交通事故防止と公用車の適切な管理に努めていく。

監査執行対象機関名	総合教育センター
監査執行年月日	平成25年3月4日
監査結果報告年月日	平成25年3月18日
監査の結果	地下タンク電気防食工事において、入札に係る事務処理および契約書の内容に不適正な事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	(1) 工事請負変更契約の締結 契約書にかかる消費税の誤謬については、正当な消費税となるよう当該業者と平成25年1月25日付で変更契約を締結する措置を講じた。 (2) 再発の防止 今後、このような工事等の入札事務の場合、会計管理局ならびに土木交通部監理課等に協議・確認を行うなど、入札事務を適正に実施するようセンター内で周知徹底を図った。

監査執行対象機関名	長浜高等学校
監査執行年月日	平成25年3月4日
監査結果報告年月日	平成25年3月18日
監査の結果	消防設備点検業務委託において、誤った数量で仕様書の作成・積算を行い、契約を締結し、1回目の委託料の支出の際にも、実績報告に漏れがあるにもかかわらず、適切な検査・検収を実施せず、設計変更の手続きを

経ないまま、支出している事例が認められた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

当該契約については、監査指摘後速やかに点検対象となる正しい消防施設等数量による仕様に改め設計変更を行い、これに基づき変更契約を締結した。また、実績報告が漏れていた消火器 1 本については、追加報告を受けた。

今後は契約事務全般にわたり数量等のチェックを厳正に行うとともに、適正な検査・検収を行い、適正な会計事務の執行に努める。

監査執行対象機関名 甲南高等学校

監査執行年月日 平成25年3月4日

監査結果報告年月日 平成25年3月18日

監査の結果

物品の購入に係る支出において、平成23年9月および平成24年2月に納品された物品の代金が、平成24年度予算で支出されている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

物品代金の適正な支出に向け、物品の購入にあたっては、担当職員との協議により会計事務担当者が見積徴取から発注・受領・経費の支払まで行い、また緊急に物品の調達が必要になった場合でも会計事務担当者に事前連絡を行う体制を取り、その周知徹底を図ってきた。今回の事例発生を受けて、速やかに職員会議において周知を行い、再発防止の徹底を図った。

今後とも、周知徹底を図り、定期的に担当職員からの聞き取りを行い、適正な支出に努めていく。

監査執行対象機関名 甲南高等養護学校

監査執行年月日 平成25年3月4日

監査結果報告年月日 平成25年3月18日

監査の結果

物品の購入に係る支出において、平成24年2月に納品された物品の代金を平成24年度予算で支出している事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

物品代金の適正な支出に向け、物品の購入にあたっては、担当職員との協議により会計事務担当者が見積徴取から発注・受領・経費の支払まで行い、また緊急に物品の調達が必要になった場合でも会計事務担当者に事前連絡を行う体制を取り、その周知徹底を図ってきた。今回の事例発生を受けて、速やかに職員会議において周知を行い、再発防止の徹底を図った。

今後とも、周知徹底を図り、定期的に担当職員からの聞き取りを行い、適正な支出に努めていく。

監査執行対象機関名 大津警察署

監査執行年月日 平成25年3月4日

監査結果報告年月日 平成25年3月18日

監査の結果

職員の不注意による公用車の事故が12件（県過失割合100%：9件、未確定：3件）発生し、保険を含めて483,597円が支払われているほか、公用車および相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

年間を通じて服務指導重点項目に掲げられている「職員交通事故等の防止」に基づき、交通事故を防止するため、次のような取組を実施し、事故防止のための注意喚起、職員の体調把握等を徹底するとともに、運転技能検定・訓練等を有効に活用して交通事故の防止を図っている。

ア 公用車事故の再発防止のため、毎朝礼時や毎月の招集日教養等あらゆる機会を捉えて安全運転教育の徹底を図るとともに、同乗者の責務を明らかにするための「助手席同乗者マニュアル」を活用し、同乗時における注意義務等の指導を行ったほか、出発時の幹部による声かけを行い安全運転意識の向上に努めている。

イ 公用車の運転に際しては、幹部職員が職員の体調や健康状態を確認する「セーフティチェック表」を毎

朝提出させ、体調不良者の運転禁止の措置や安全運転の励行について具体的に指示するなど、注意喚起を促し交通事故の未然防止に努めている。

ウ 毎週月曜日の朝礼時に係長以下の職員を指定し「ヒヤリ・ハット体験」のスピーチを実施した後に「安全運転五則」の唱和を行い、交通事故防止の意識向上に努めている。

エ 交通事故の当事者となった職員には、公用車の運転に必要な運転技能検定の級位認定の取消・停止や級位の降格措置を行うとともに、自動車運転技能訓練に参加させ、運転技能及び安全意識の向上に努めている。

オ 有過失の交通事故を起こした職員については、「運転者管理カード」を作成して、運転技能、運転適性、訓練状況を把握し、的確な指導や運転前のワンポイントの声かけを行うなど、交通事故防止を図っている。

カ 若手警察官を中心に普段乗り慣れない車高の高い箱形車両を使用して、車庫入れや縦列駐車など運転技術の向上及び自己の運転技術を再認識するための車両訓練を実施し事故防止に努めている。

監査執行対象機関名	甲賀警察署
監査執行年月日	平成25年3月4日
監査結果報告年月日	平成25年3月18日
監査の結果	

職員の不注意による公用車の事故が2件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて168,900円が支払われているほか、公用車および相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

年間を通じて服務指導重点項目に掲げられている「職員交通事故等の防止」に基づき、交通事故を防止するため、次のような取組を実施し、事故防止のための注意喚起、職員の体調把握等を徹底するとともに、運転技能検定・訓練等を有効に活用して交通事故の防止を図っている。

ア 発生した交通事故の原因を究明するとともに、同乗者の注意喚起、上司からの事前指導の状況等についても検証し、その結果を幹部会や朝礼等で署員に周知して注意喚起を促し、同種事故の未然防止を図っている。

イ 交通事故の当事者となった署員については、事故原因や反省点を聴取した上で、今後の事故防止のための心掛けについてレポートの提出を求め、再発防止のための個別指導を実施している。

また、公用車の運転に必要な運転技能検定の級位認定の取消・停止や級位の降格の措置を行うとともに、事故当事者を対象とした自動車運転技能訓練に参加させ、職員の運転技能及び安全意識の向上に努めている。

ウ 助手席同乗者の責務を明らかにするため、本部から配付があった「助手席同乗者マニュアル」を署員に配付し、運転者と助手席同乗者が一体となって、警察車両の交通事故防止と交通法令遵守を図っている。

エ 交通事故防止をテーマにした班編制による小集団検討会を適宜実施するとともに、朝礼時等において、署員全員による当署独自で定めた「安全運転六則」の唱和により交通安全意識の高揚を図り、事故防止に努めている。

また、運転中におけるヒヤリハットの体験とこの経験を教訓として実践している交通事故防止方策を週1回(火曜日若しくは金曜日)、朝礼時に署員に発表させ、交通事故の未然防止に努めている。

オ 署員の体調を把握することを目的とした「セーフティチェック表」を毎朝提出させ、健康状態を確実にチェックし、体調不良者の発見とその者に対する公用車運転の禁止等の措置を講じるなど事故の未然防止に努めている。

カ 署員が車両により出張をする場合には、幹部や上司から交通事故防止に関する指示や声掛けを行うことにより、交通事故の未然防止に努めている。

キ 有過失の交通事故を起こした署員について「運転者管理カード」を作成し、その職員を優先して運転技能訓練を受講させ、適正な事故防止の指導に努めている。

ク 毎日の朝礼後における公用車の始業点検実施時に、車両の点検整備・清掃が「安全運転の基本」であることを署員に再認識させ、車両の適正管理の徹底を図り、事故防止に努めている。

監査執行対象機関名	近江八幡警察署
監査執行年月日	平成25年1月23日

監査結果報告年月日	平成25年3月18日
監査の結果	<p>職員の不注意による公用車の事故が4件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて712,496円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>年間を通じて服務指導重点項目に掲げられている「職員交通事故等の防止」に基づき、交通事故を防止するため、次のような取組を実施し、事故防止のための注意喚起、署員の体調把握等を徹底するとともに、運転技能検定・訓練等に積極的に参加させるなど交通事故の防止を図っている。</p> <p>ア 交通事故の態様や原因により必要があるときは、副署長・担当課長が警察本部に赴き、検証した本質的な事故原因を検討するとともに、同乗者の注意喚起、上司等の事前指導の状況等についても検討を行い、その検討結果を署員への指導に生かし、署員に周知するなど注意喚起を促し、同種事故の未然防止を図っている。</p> <p>イ 交通事故の当事者となった職員については、事故の態様等により必要があるときは、滋賀県警察自動車運転技能検定等に関する訓令に基づいて、公用車の運転に必要な運転技能検定の級位認定の取消・停止や級位の降格の措置を行うとともに、自動車運転技能訓練に参加させるなど、職員の運転技能及び安全意識の向上に努めている。</p> <p>ウ 助手席同乗者の責務を明らかにするため、「助手席同乗者マニュアル」を作成、配付し、運転者と助手席同乗者が一体となって、警察車両の交通事故防止と交通法令遵守を図っている。</p> <p>エ 交通事故防止をテーマにしたグループ別検討会の実施や朝礼時において、職員全員による「安全運転五則」の唱和により交通安全意識の高揚を図っているほか、運転中におけるヒヤリハットの体験とこの経験を教訓として実践している事故防止方策を3分間スピーチとして職員に発表させ、署員の日常運転に生かすなど事故の未然防止に努めている。</p> <p>オ 職員の体調を把握することを目的とした「セーフティチェック表」を毎朝提出させ、健康状態を確実にチェックし、体調不良者の発見とその者に対する公用車運転の禁止等の措置を講じるなど事故の未然防止に努めている。さらに署員に対し、セーフティチェック表の目的・重要性を徹底し、幹部による体調不良者の確実な把握に努めている。</p> <p>カ 有過失の交通事故を起こした署員について「運転者管理カード」を作成して、このデータを基に、事故件数が多い者を優先して運転技能訓練を受講させるなど、適正な指導に努めている。</p> <p>キ 交通課員による若手警察官に対する運転技能訓練を実施し、運転技能の向上と交通安全意識の向上に努めている。</p> <p>ク 車両運転操作技能向上のため、6.5メートル四方の狭隘地にパトカーで進入し、転回して脱出する当署独自の「蛸壺」訓練を実施した。</p> <p>ケ 出張出発時に幹部への申告を義務づけ、その際に幹部から運転者、助手席同乗者、行き先、用務、時刻、天候などを考慮して、個々具体的な交通事故防止に係る指示をすることにより、交通事故防止と交通安全意識の向上に努めている。</p>

監査執行対象機関名	中部県税事務所
監査執行年月日	平成25年5月28日・7月5日
監査結果報告年月日	平成25年8月7日
監査の結果	<p>通勤手当の支給において、認定誤りにより平成20年4月から正当支給額を上回って支給され、372,925円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>通勤手当の支給において、最短経路での認定を怠り、過払いとなっている支給額を5年間に遡り356,992円の戻入措置を行い、平成25年6月4日に完納した。</p> <p>今後は、通勤手当の認定に際しては提出された通勤届に記載されている通勤経路および最短距離の確認を徹底し、適正な事務の執行に努めるとともに、6か月毎の確認を厳格に行う。併せて、変更が生じる場合は速やかに届け出るように職員に周知し、認定誤りのないように努める。</p>